

「相模原市公共施設マネジメント推進プラン(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、昭和40年代から昭和50年代の人口急増期に整備してきた小学校や公民館など多くの公共施設の老朽化が進み、「相模原市公共施設白書」では、平成44年度から平成53年度までの10年間で更新のピークになると試算しています。

「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」(以下、「推進プラン」という。)は、平成25年10月に策定した「公共施設の保全・利活用基本指針」に基づき、公共施設の複合化や多機能化、集約化等による適正配置及び施設総量の削減を進めることで財政負担の軽減を図るため、施設分類ごとの「施設配置の基本的な考え方」や、まちづくりの単位である22地区ごとの「施設配置の方向性」を示すものです。

このたび、推進プランを策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、2人から4件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見としましては、建築年数だけでなく、各施設の課題や利用者の意見を考慮することや、施設の更新の際は複合化を推進することなどがありましたので、公共施設の再編・再配置を進めていく上での重要な視点として、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 平成28年12月15日(木)～平成29年1月23日(月)
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、経営監理課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		2人(4)件
内 訳	直接持参	0人(0)件
	郵送	0人(0)件
	ファクス	0人(0)件
	電子メール	2人(4)件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
推進プラン全体に関する こと	1		1		
施設配置の基本的な考 え方（施設分類ごと）に 関すること	1		1		
新たな公共施設の整備の 考え方に関すること	1			1	
その他	1				1
合 計	4		2	1	1

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
推進プラン全体に関すること			
1	<p>各地区の施設の配置の方向性を見ていると築年数だけで更新時期を考えているように見えるが、築年数だけでなく各施設が抱える課題や利用者の声を最大限考慮して配置や更新時期を検討するべきではないかと思う。</p> <p>更新時期が第3期になっている公民館でも、壁に亀裂が入っていたり、部屋不足・駐車場の手狭化などの課題があるので、特に生涯学習施設は改善が必要な現状の課題や利用者の意見を考慮して検討してもらいたい。</p>	<p>推進プランでは、建物の構造にかかわらず、耐用年数を一律60年として更新の目安となる時期を示しておりますが、実際の更新時期につきましては、施設の利用状況や建物の構造・劣化状況などを踏まえながら検討していく必要があると考えています。</p> <p>また、更新に向けた具体的な検討段階におきましては、地区の特性や施設が抱える課題などを踏まえ、地域の活動拠点として、施設利用者や地域の意見を反映しながら検討してまいります。</p>	イ
施設配置の基本的な考え方（施設分類ごと）に関すること			
2	<p>児童館は、少子化が進む中、単独での配置は必要と思えないことから、周辺の小・中学校や公民館との併設による更新を前提に配置した方が効率が良いと思う。</p>	<p>児童館につきましては、更新を行う場合には、地域での活用状況などを踏まえながら、児童が健全に遊び、安全で安心して過ごすことができる場所としての機能を確保しつつ、学校など周辺の施設との複合化や集約化を検討してまいります。</p>	イ
新たな公共施設の整備の考え方に関すること			
3	<p>「まちづくりの戦略上重要な施設」が明記されていない。従来の都市施設にはない、新たな使命を持つ施設として、“市が自立していく”ための施設が必要である。</p> <p>自立のための施設として、再生可能エネルギーを生み出す施設、食の生産を可能とする施設の充実が緊急の課題と考える。</p>	<p>「公共施設の保全・利活用基本指針」におきまして、目標達成のための基本原則として、「今後のまちづくりの戦略上重要な施設を除き、原則として新規の施設整備は行わない」としています。</p> <p>本プランでは、「まちづくりの戦略上重要な施設」として、「本市の発展や財政基盤の強化につながる</p>	ウ

	<p>旧津久井地区が保有する土地と自然と、そこに住む人々の生産に携わった経験を有効に活用することで、生み出される市の資産は、計り知れないものになる。</p> <p>太陽光発電・風力発電・小水力発電・バイオマス発電などのエネルギー供給施設や、食の安心安全供給に関わる施設などを都市施設と位置付け、早期に建設することで市の財政基盤の強化が図れると考える。</p> <p>そして、何よりも肝心なことは、このように自立した市に住み続けられることが、市民のステイタスに、発展していくことだと思う。</p>	<p>施設」、「市民生活に欠かすことの出来ない施設」、「広域連携の核として位置付けられる施設」が該当することを示しています。</p> <p>具体的な施設につきましては、今後の社会情勢の変化やニーズを踏まえるとともに、本市のみならず、国や周辺自治体、民間などとの連携も視野に入れながら、個別に検討・判断していく必要があると考えております。</p>	
その他			
4	<p>パブリックコメントのルールとして、「意見書」をメール受信したものに関しては、受信確認のメールを返信して欲しい。</p>	<p>パブリックコメントでは、電子メールのほか、直接持参、郵送、FAXによりご意見をいただいております。非常に多くのご意見をいただくこともあり、すべてのご意見に対して受領のご連絡をさせていただくことを制度化、システム化することは現時点では難しい状況でございます。</p> <p>受領確認につきましては、大変お手数ですが、メールを送信される際に開封確認を設定していただくか、もしくはメール本文に受領確認を要望される旨をご記入いただいたものについては、返信の対応をさせていただきたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	工